

調達件名：情報共有環境（デジタルPMO）の再構築及びサービス提供

項	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答(案)	仕様書修正
1	6	2.2.2 (4)	4	<p>【対象記載箇所】 ハ 移行計画書に基づき、現行のデジタルPMOから再構築後のデジタルPMOへデータ移行を行うこと。なお、デジタルPMOからのデータ抽出は現行デジタルPMOの運用事業者が行う。</p> <p>【質問等】 現行のデジタルPMOからの移行に際して、以下を追加してはいかがでしょうか。 「必要に応じて、現行事業者と調整を行うこと。」</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書に追記いたします。</p> <p>「なお、デジタルPMO等からのデータ抽出は現行デジタルPMOの運用事業者等が行うため、必要に応じて、現行事業者等と調整を行うこと。」</p>	○
2	8	2.3.1 表2	1	<p>【対象記載箇所】 システム基盤制御機能作成</p> <p>【質問等】 オンプレミスシステムではシステム基盤制御機能の作成は一般的ですが、クラウドサービスを利用する場合において多くの場合システム基盤制御機能の作成（開発）は不要であり、その機能はクラウドサービスが提供します。よって、採用する基盤の種類に限定される記載を改めるべきと考えます。 具体的にはシステム基盤制御機能設計書はシステム基盤設計書とし、納入時期はプロジェクト実施計画書にて定める日とすべきと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。</p> <p>「システム基盤制御機能設計書」→「システム基盤設計書」 「システム基盤制御機能作成作業開始前」→「プロジェクト実施計画書にて定める日」</p>	○
3	9	2.3.1 表2	1	<p>【対象記載箇所】 監視計画書</p> <p>【質問等】 監視計画は、6頁 2.2.2 (2) ちに記載の運用設計の成果物であることから、監視設計書という納入物名ではなく、監視設計を含む運用設計書等の納入物名が相応しいと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。</p> <p>「監視計画書」→「運用設計書」</p>	○
4	11	3.1.3 (2)	1	<p>【対象記載箇所】 利用申請を受け付けた旨をメールで連絡する機能を有すること</p> <p>【質問等】 利用申請を受理するためには、受け付けた申請内容（フォーム入力の結果）をAPIの管理者へ伝える必要があると考えます。 よって、申請内容を閲覧するためのAPI管理者向けページを準備すること、ないしは申請内容をメールと添付ファイルにて送信すること、といった申請受理機能を記載するべきと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。</p> <p>「利用申請の受付の都度、マイナポータルAPIの管理者として設定された特定のユーザへ、利用申請の内容をメールで連絡する機能を有すること。」</p>	○
5	13	3.1.7 (1) ハ	1	<p>【対象記載箇所】 なお、ユーザ用証明書有効性確認に要する費用については、内閣府から直接地方公共団体情報システム機構へ支払うことを想定している。</p> <p>【質問等】 一般認証局発行のユーザ用証明書という誤解釈を避けるため、マイナンバーカードに格納された証明書の有効性確認、という記載に修正すべきと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。</p> <p>「なお、マイナンバーカードに格納された証明書の有効性確認に要する費用については、内閣府から直接地方公共団体情報システム機構へ支払うことを想定している。」</p>	○
6	13	3.2.4 (1) □	1	<p>【対象記載箇所】 情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。</p> <p>【質問等】 改ざんの事後検知はWebコンテンツにおいて一般的ですが、本システムのようにファイル情報をアップロード/ダウンロードにより交換するシステムにおいて、その流通するファイル自身の改ざんを検知するためにはアップロードファイルへ署名を付与する等の操作が必要になり利便性が低下します。 よって、改ざんを含む不正アクセスを予防・検知するWebアプリケーション層保護の仕組みを導入すること、という記載がこのシステムに相応しいと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。</p> <p>「Webサイト上の情報の改ざんや意図しない消去などのリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。」</p>	○
7	12	3.1.7 (1) イ	1	<p>【対象記載箇所】 再構築するデジタルPMOについて、一般的なOS及びブラウザで利用可能となるよう構築すること。</p> <p>【質問等】 PC、スマホ、タブレットといったデバイスの種別を指定すべきと考えます。</p>	調達範囲明確化のため。	<p>デバイスを限定する想定はありませんので、原文のままとさせていただきます。</p>	

調達件名：情報共有環境（デジタルPMO）の再構築及びサービス提供

項	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答(案)	仕様書修正
8	3	1.5	4	<p>【対象記載箇所】 本調達の範囲は、以下のとおりとし、これらに係る一切の費用を契約金額に含めること。 (1) デジタルPMOの再構築 (2) デジタルPMOのサービス提供</p> <p>【質問等】 調達範囲明確化のため、以下を追加してはいかがでしょうか。 「LGWAN-ASP接続における回線費用を調達範囲に含む。」</p>	調達範囲明確化のため。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書へ追記いたします。</p> <p>「なお、LGWANへの接続に当たり必要となる回線費用等も調達範囲に含まれるが、既存のインフラの活用により回線費用の発生が重複がないよう提案するなど、費用の縮減の方策についても留意すること。」</p>	○
9	2	1.3	4	<p>【対象記載箇所】 本調達の範囲は、以下のとおりとし、これらに係る一切の費用を契約金額に含めること。 (1) デジタルPMOの再構築 (2) デジタルPMOのサービス提供</p> <p>【質問等】 調達範囲明確化のため、以下を追加してはいかがでしょうか。 「政府共通NW接続における回線費用を調達範囲に含む。」</p>	調達範囲明確化のため。	再度デジタルPMOの構成について検討した結果、政府共通NWとの接続は行わないこととしました。	

調達件名：情報共有環境（デジタルPMO）の再構築及びサービス提供

項番	頁番号	項目	種別	質問等	理由	回答(案)	仕様書修正
1	6	2.2.2 (3)	1	【対象記載箇所】 なお、受入テストは、内閣府に加え、利用機関等が実施する可能性もある点に留意すること 【質問等】 利用機関等が受入テストを実施する場合、その時期は令和2年9月の受入テスト支援期間中でしょうか。	調達範囲の明確化のため	ご認識のとおりです。	
2	6	2.2.2 (3)	1	【対象記載箇所】 なお、受入テストは、内閣府に加え、利用機関等が実施する可能性もある点に留意すること 【質問等】 利用機関等が受入テストを実施する場合、利用機関等への受入テストの依頼及び受入テスト結果の取りまとめの主体は内閣府様でしょうか、或いは受託者でしょうか。	調達条件の明確化のため	利用機関等への受入テストの依頼及び受入テスト結果の取りまとめについては内閣府で実施する想定です。	
3	6	2.2.3 (5) □	1	【対象記載箇所】 再構築後のデジタルPMOのユーザに対し、操作方法等を解説するための仕組みについて、サービスデザインの手法により、ユーザの視点に立って利用しやすいものを検討し、内閣府と合意の上、構築すること 【質問等】 操作方法等を解説するための仕組みとは、操作マニュアルでしょうか。或いは操作マニュアルに加え、動画やチュートリアル等の動的なコンテンツにより解説する方法を指しているでしょうか。	調達範囲の明確化のため	操作マニュアルを想定しています。	
4	12	3.1.4 (1)	1	【対象記載箇所】 ユーザは問合せ内容の種類を選択した上で問合せを行い、デジタルPMO運用者、行政機関の担当者等及びユーザが回答できるようにすること（問合せ内容の種類は行政機関等にn:1で紐づく。） 【質問等】 これは「問い合わせ種類によって問合せ先行政機関が特定される」という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲の明確化のため	ご認識のとおりです。	
5	12	3.1.4 (1)	1	【対象記載箇所】 ユーザは問合せ内容の種類を選択した上で問合せを行い、デジタルPMO運用者、行政機関の担当者等及びユーザが回答できるようにすること（問合せ内容の種類は行政機関等にn:1で紐づく。）。その際、当該問合せの担当の行政機関等が決まること。 【質問等】 問い合わせ内容の種類と問合せ先行政機関の対応は静的な対応表があるでしょうか。或いはシステムが過去の問い合わせ履歴から問合せ先行政機関を推定する仕組みを開発する、という要件でしょうか。	調達範囲の明確化のため	問い合わせ内容の種類と問合せ先行政機関について、静的な対応表を基に紐づけられる想定です。	
6	12	3.1.5 (1)	1	【対象記載箇所】 管理ユーザは、自機関のユーザ情報一覧を表示でき、ユーザ情報を元にログインIDを発行できること。 【質問等】 この機関にはWebサービス提供事業者を含むでしょうか。或いは行政機関、自治体、内閣府のみでしょうか。	調達範囲の明確化のため	Webサービス提供事業者を含む想定です。	